（法第十六条の内閣府令で定める要件）

第二十三条　［略］

一　［略］

二　同一の認定地域再生計画に関して既に第二十六条第四項の確認書の交付を受けた会社にあっては、常時雇用する従業員の数が次のいずれにも該当するものであること。

イ　［略］

ロ　基準日（第二十六条第一項に規定する株式の払込みの期日（払込みの期間を定めた場合にあっては払込みがあった日）をいう。第二十六条第二項第一号ハにおいて同じ。）の属する事業年度の前事業年度（以下この条及び第二十六条において「基準事業年度」という。）の年度末における常時雇用する従業員の数に比べて二人（当該会社が商業又はサービス業（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項の商業又はサービス業をいう。）に属する事業を主たる事業として営む者である場合にあっては一人）以上増加していること。ただし、第二十六条第四項の確認書の交付のうち、初回の交付を受けた日以後最初の事業年度が終了していない場合は、この限りでない。

［三～八　略］

（認定地方公共団体による会社の要件の確認）

第二十四条　［略］

2　［略］

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　登記事項証明書

二　［略］

［号を削る。］

三　申請の日における株主名簿

四　常時雇用する従業員数を証する書類（既に第二十六条第四項の確認書の交付を受けた会社にあっては、基準事業年度末に係るものを含む。）

［号を削る。］

五　前条各号に掲げる要件に該当する旨の宣言書

六　前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

［4～7　略］

（法第十六条の内閣府令で定める要件）

第二十三条　［同上］

一　［同上］

二　同一の認定地域再生計画に関して既に第二十六条第四項の確認書の交付を受けた会社にあっては、常時雇用する従業員の数が次のいずれにも該当するものであること。

イ　［同上］

ロ　基準日（第二十六条第一項に規定する株式の払込みの期日（払込みの期間を定めた場合にあっては払込みがあった日）をいう。第二十六条第二項第一号ニにおいて同じ。）の属する事業年度の前事業年度（以下この条及び第二十六条において「基準事業年度」という。）の年度末における常時雇用する従業員の数に比べて二人（当該会社が商業又はサービス業（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項の商業又はサービス業をいう。）に属する事業を主たる事業として営む者である場合にあっては一人）以上増加していること。ただし、第二十六条第四項の確認書の交付のうち、初回の交付を受けた日以後最初の事業年度が終了していない場合は、この限りでない。

［三～八　同上］

（認定地方公共団体による会社の要件の確認）

第二十四条　［同上］

2　［略］

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　定款及び登記事項証明書

二　［同上］

三　基準事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。以下同じ。）に添付された法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十四条第二項に規定する別表二の写し（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

四　申請の日における株主名簿

五　常時雇用する従業員数を証する書類（既に第二十六条第四項の確認書の交付を受けた会社にあっては、基準事業年度末に係るものを含む。）

六　組織図（既に第二十六条第四項の確認書の交付を受けた会社にあっては、基準事業年度末に係るものを含む。）

七　前条各号に掲げる要件に該当する旨の宣言書

八　前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

［4～7　同上］